

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力第1船原子炉施設の3条改正に伴う保安規定変更に関する事業者ヒアリング

2. 日 時：令和2年10月16日（金）17時00分～17時45分

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議にて実施）

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

青森研究開発センター 担当者 他5名

5. 議事要旨

（1）原子力機構から、3条改正に係る原子力第1船原子炉施設の保安規定変更に関し、放射性液体廃棄物の放出管理について以下のとおり説明があった。

○放射性液体廃棄物の発生は、現状では管理区域内での手洗い水程度であり、十分な余裕がある液体廃棄物処理設備の貯槽に貯留されている。

○放出が必要な場合は、液体廃棄物処理設備で処理後に放射性物質の濃度を計測し、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の濃度限度以下に希釈している。この時の計測は、適切に校正された放射線測定計器により行っている。

○なお、平成17年を最後に放射性液体廃棄物の放出実績はなく、今後も解体工事を開始するまではしばらく放出の予定はない。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について伝えた。

○現状を踏まえると、放射性液体廃棄物が顕著に増加することや放出が見込まれないため、現状の保安規定に放射性液体廃棄物に係る放射線測定計器の仕様の記載が無いことについては理解できるが、実際には校正された機器による測定が行われていること及び廃止措置の進捗に伴いいずれは放射性液体廃棄物の発生量が増加していくことを踏まえ、保安規定及び廃止措置計画の変更認可申請に係る補正の要否を検討すること。

（3）原子力機構から、了解した旨回答があった。

6. 配付資料

・資料なし